



別添 1

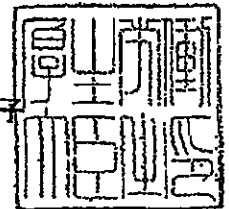


厚生労働省発健0619第1号

平成24年6月19日

厚生科学審議会会長 垣添 忠生 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



諮 問 書

地域保健法（昭和24年法律第101号）第4条第1項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）を別添要綱のとおり改正することについて、厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第8条第1項第1号ロの規定により貴会の意見を求めます。

(別添)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正案要綱

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進に関する事項

(1) 地域保健対策の推進の基本的な方向に関する事項として次の事項を追加すること。

少子高齢化の更なる進展など社会状況の変化を踏まえ、住民への直接的サービスを充実させるとともに、地域のソーシャルキャピタル（地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会資本等）を活用し、住民による共助への支援を通じて、多様化、高度化する住民のニーズに応えたサービスを提供する必要があること。

都道府県及び市町村は、地域保健対策を講じる上で重要な社会資源について十分に調査し、ソーシャルキャピタルの核となる人材の育成に努めるとともに、地域に根ざしたソーシャルキャピタルの活用や学校、企業等といったソーシャルキャピタルの場の積極的な活用を図る必要があること。

(2) 保健所の運営における企画及び調整の機能の強化に関する事項として次の事項を追加すること。

ソーシャルキャピタル等の地域資源を活用した健康づくりを推進すること。

(3) 市町村保健センターの運営に関する事項として次の事項を追加すること。

①市町村は、ソーシャルキャピタルを活用し、地域のNPO、民間組織などと連携した事業の展開に努めること。

②市町村健康づくり協議会等の運営に当たっては、NPO、民間組織などのソーシャルキャピタルの核となる人材の参画も得て、地域の健康課題の共有化と一体的な取組の推進をすることが望ましいこと。

(4) 地域保健対策に係る人材の確保に関する事項として次の事項を追加すること。

市町村は、行政職員のみならず、地域のソーシャルキャピタルの核となる人材の発掘と育成、学校や企業などとのつなぎ役となる人材の確保についても計画的に実施すること。

国は、健康なまちづくりの全国的な推進のため、健康づくりの取組みにおいてソーシャルキャピタルの核となる人材の育成支援に努めること。

(5) 地域住民との連携及び協力に関する事項として次の事項を追加すること。

ソーシャルキャピタルを活用し、住民参画型の地域のボランティア及び自助グループの活動や地域の企業による活動の積極的な展開が重要であること。

ソーシャルキャピタルの醸成は、危機管理時に有効に機能することから、市町村等は、健康づくりを通じて、その醸成と結び付きを強めていく取組を推進する必要があること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進に関する事項

(1) 地域の特性を生かした保健と福祉の健康なまちづくりに関する事項として次の事項を追加すること。

市町村は、住民のニーズを踏まえ、保健福祉サービスの実施体制を整備・維持することが必要であること。また、地域保健を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政サービスの充実だけでなく、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進し、住民が等しく健康づくりに勤しむことができる環境を整備することが求められること。

(2) 保健所の運営における都道府県の設置する保健所に関する事項に健康なまちづくりの広域的拠点として次の事項を追加すること。

保健と福祉サービスの一体的な連携と合わせて、地域のソーシャルキャピタルの積極的な活用及び学校や企業等の関係機関との幅広い連携による健康なまちづくりを推進することが重要であること。

保健所は、広域的な技術拠点として、地域の健康課題を把握し、生涯を通じて保健・医療・福祉サービスが提供されるよう市町村や関係機関の重層的な連携体制を構築すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化に関する事項

地域保健対策の推進の基本的な方向に関する事項に医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化として次の事項を追加すること。

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努めること。

都道府県及び保健所は、広域的な観点から管内の現状を踏まえた急性期、回復期、維持期における医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めることが必要であること。

医療連携体制の構築には、多くの医療機関等が関連するため、保健所が積極的に関与し、地域医師会との連携や協力の下、公平・公正な立場から調整機能を発揮することが望まれること。

保健所は、管内の健康課題等の把握、評価、分析及び公表を行い、市町村との圏域全体の情報共有を進め、市町村との重層的な連携の下、取組を推進するとともに、介護及び福祉等の施策との調整についても積極的な役割を果たす必要があること。

4 地域における健康危機管理体制の確保に関する事項

(1) 地域における健康危機管理体制の確保に関する事項に次の事項を加えること。

都道府県及び市町村は、被災時に十分に行政機能が果たせない状況を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、保健活動への応援等の体制を構築すること。

国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、関係者との相互の情報及び意見の交換（「リスクコミュニケーション」）の実施などにより、健康危機管理に関する情報を分かりやすく提供し共有するよう努めること。

- (2) **保健所の運営に係る地域における健康危機管理の拠点としての機能強化に関する事項として次の事項を追加すること。**

健康危機管理に対する住民意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。

- (3) **地域における健康危機管理体制の確保に関する事項に次の事項を追加すること。**

都道府県は、健康危機事案の発生時に、市町村と有機的に連携した対応ができるよう、日頃から市町村と密接な連携体制を整えること。

複数の都道府県に及ぶ大規模災害の発生に備えて、平時より都道府県及び市町村は、地方自治体間で保健活動や情報収集・情報提供体制などの連携体制を強化するとともに、国は、広域的な災害保健活動に資する人材の育成の支援や保健活動に携わる保健師等について、迅速に派遣のあっせん・調整を行う仕組みの構築を行うこと。

新型インフルエンザ等対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた万全の体制を確立するため、都道府県は、政府行動計画に基づき都道府県行動計画を、市町村は、都道府県行動計画に基づき市町村行動計画を速やかに策定すること。保健所及び地方衛生研究所は、その行動計画を踏まえ、地域の保健医療の管理機関として、その機能と役割を果たすとともに、市町村への技術的支援などを積極的に行うこと。

5 学校保健との連携に関する事項

地域保健、学校保健及び産業保健の連携に関する事項として次の事項を追加すること。

保健所及び市町村保健センターは、学校や地域の学校医等との連携を図る場である学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。

地域保健の保健計画の策定に当たっては、学校保健及び産業保健との連携を図り、共通の目標と行動計画を立てること。

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進に関する事項

- (1) **科学的根拠に基づいた地域保健の推進に関する事項に次の事項を追加すること。**

地域保健対策に関する計画である、健康づくりに関する計画、がん対策に関する計画、母子保健に関する計画、健康危機管理に関する計画等について、地域において共通する課題認識や目標を共有し推進することが望ましいこと。

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する標準化された情報の収集、分析及び評価を行い、その結果を計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題とその解決に向けた目標の共有化を図り、取組を一体的に推進することが重要であること。また、保健所及び地方衛生研究所は技術的中核機関として情報の収集、分析及び評価を行い、積極的にその機能を果たすこと。

- (2) 市町村保健センターの運営に関する事項として次の事項を追加すること。

市町村は、保健所等による施策評価を参考に業務改善に努めること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

- (1) 保健所の運営における専門的かつ技術的業務の推進に関する事項を次のように改正すること。

地域保健対策に関する専門的かつ技術的な業務について機能を強化するとともに、常に地域保健対策に対する地域ニーズの把握に努めた上で、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとともに市町村への積極的な支援に努めること。

- (2) 地域保健対策に係る人材の確保に関する事項として次の事項を追加すること。

医師である専任の保健所長の確保が著しく困難である場合には、その職責の重要性を認識し、臨時に、地域保健法施行令第四条第二項各号のいずれにも該当する医師でない地域保健法第五条第一項に規定する地方公共団体の長の補助機関である職員の保健所長としての配置に努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化に関する事項

- (1) 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項のうち地方衛生研究所に関する事項を次のように改正すること。

地方衛生研究所は、保健所と連携しながら、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、その専門性を活用した地域保健に関する調査及び研究を推進すること。

- (2) その他地域保健対策の推進に関する重要事項に次の事項を追加すること。

都道府県及び政令指定都市は、強毒性の新型インフルエンザ等の感染症の発生や広域化する食中毒の発生などに備えたサーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立と検査精度の向上が求められていることを踏まえ、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として地方衛生研究所の機能の一層の充実強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保に関する事項

- (1) 快適で安心できる生活環境の確保に関する事項に次の事項を追加すること。

都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等を通じて保健所の機能強化に努めること。

都道府県、国等は、消費者、地域住民に対するサービスや食品の安全性などに係るリスクコミュニケーションを進めることが必要であること。

(2) その他地域保健対策の推進に関する重要事項における生活衛生対策に関する事項に次の事項を追加すること。

都道府県、政令市及び特別区は、生活衛生同業組合が理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業等の分野の衛生・経営課題を共有して、地域社会における公衆衛生の向上を図る役割を有していることを踏まえ、新規営業者等に対して生活衛生同業組合についての適切な情報提供を行うなど、その機能や組織の活性化を図ること。また、生活衛生関係営業については、地方自治体間で監視指導状況に大きな格差が生じている現状があり、監視指導の目標を設定するなど、住民が安心できる体制の確保を図ること。

(3) その他地域保健対策の推進に関する重要事項における食品安全対策に関する事項に次の事項を追加すること。

都道府県、政令市及び特別区並びに保健所は、食中毒等飲食に起因する事故に対して、食中毒調査支援システム（NESFD）等を活用すること及び、国、他の都道府県等及び関係部局と連携を図り、必要に応じて実地疫学専門家（FETP）などの支援も得ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進に関する事項

その他地域保健対策の推進に関する重要事項における国民の健康増進及びがん対策等の推進に関する事項に次の事項を追加すること。

健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、都道府県及び保健所、市町村の保健衛生部局、医療機関等、学校、教育委員会、保険者等、地域産業保健センター等の産業保健関係機関に加え、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力を強化すること。

地域のがん対策の推進に関し、都道府県及び保健所は、都道府県の策定する都道府県がん対策推進計画に基づき、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の均てん化の促進、研究の推進等のために必要な施策を講じること。

都道府県及び保健所は、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診が科学的根拠に基づいたものとなるよう市町村との連携を強化するとともに、地域がん登録の推進により地域のがん対策の現状を把握し、医療連携や在宅医療・介護サービスとの連携を進めるため、地域の関係機関との連携を推進すること。

地域の肝炎対策の推進に関し、都道府県及び保健所は、肝炎の予防及び早期発見の推進、肝炎医療の均てん化の促進、研究の推進等のために必要な施策を講じること。

都道府県及び保健所は、市町村等が実施する肝炎ウイルス検査について、関係機関と連携し、広報を強化するとともに、肝炎診療ネットワークの構築などの地域における肝炎医療を提供する体制を確保すること。

地域の歯科口腔保健の推進に関し、都道府県及び市町村は、関係機関等と連携し、地域の状況に応じた歯科口腔保健の基本的事項を策定するよう努めること。

また、都道府県及び地方公共団体は、保健所を中心として、又は、保健所と連携して、歯

科口腔保健に関する知識等の普及啓発、定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ）を受けること等の勧奨、障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策、歯科疾患の予防のための措置、口腔の健康に関する調査及び研究の推進等に関する施策を講じるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設け、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報提供、研修の実施その他の支援を行うこと。

1.1 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正案要綱の概要

第1 改正の背景及び経緯

地域保健法において、厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策に関する基本的な指針（「基本指針」）を定めなければならないとされている。

この基本指針は、母子保健、健康増進、感染症、食品衛生等の個別法による地域保健対策の全体像を捕らえて、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき基本的方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的として定められているものである。

今般、平成22年7月に設置された「地域保健対策検討会」において、地域保健対策を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の地域保健対策のあり方に関する検討がなされ、本年3月27日に「地域保健対策検討会報告書」がとりまとめられたことを等踏まえ、基本指針の所要の見直しを行うものである。

第2 改正の内容

1 ソーシャルキャピタルを活用した自助及び共助の支援の推進

地域保健対策の推進に当たっては、地域のソーシャルキャピタルを活用し、住民による共助への支援を推進すること。

2 地域の特性をいかした保健と福祉の健康なまちづくりの推進

市町村は、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進すること。

3 医療、介護及び福祉等の関連施策との連携強化

市町村は、保健と介護及び福祉を一体的に提供できる体制整備に努め、都道府県及び保健所は、管内の現状を踏まえ、医療、介護等のサービスの連携体制の強化に努めること。

4 地域における健康危機管理体制の確保

都道府県及び市町村は、大規模災害時を想定し、被災地以外の自治体や国とも連携した情報収集体制や保健活動の全体調整機能、応援等の体制を構築すること。また、国は、広域的な災害保健活動に資する人材の育成の支援や迅速に保健師等について迅速に派遣のあっせん・調整を行う仕組みの構築を行うこと。

5 学校保健との連携

保健所及び市町村保健センターは、学校保健委員会やより広域的な協議の場に可能な限り参画し、連携体制の強化に努めること。

6 科学的根拠に基づいた地域保健の推進

国、都道府県及び市町村は、地域保健に関する情報の評価等を行い、その結果を地域保健に関する計画に反映させるとともに、関係者や地域住民に広く公表することを通じて、地域の健康課題と目標の共有化を図り、取組を一体的に推進することが重要であること。

7 保健所の運営及び人材確保に関する事項

保健所は、専門的な立場から企画、調整、指導及びこれらに必要な事業等を行い、市町村への積極的な支援に努めること。

8 地方衛生研究所の機能強化

都道府県及び政令指定都市は、サーベイランス機能の強化や迅速な検査体制の確立等が求められていることを踏まえ、技術的中核機関としての地方衛生研究所の一層の機能強化を図ること。

9 快適で安心できる生活環境の確保

都道府県、国等は、食中毒等に係る情報共有体制の強化や監視員等の資質向上等食品安全対策の強化及び生活衛生関係営業について監視指導の目標を設定するなど、住民が安心できる体制の確保を図ること。

10 国民の健康増進及びがん対策等の推進

健康増進計画の策定・実施等の取組を行う場合、ソーシャルキャピタルを活用した地域の健康づくりに関係するNPO等との連携及び協力も強化すること。また、地域のがん対策、肝炎対策、歯科口腔保健の推進に関し、それぞれ必要な施策を講じること。

11 その他